

令和2年度旭川市農業委員会第7回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和2年10月26日(月曜日)
- 2 開催時間 午後2時15分開会 午後2時35分閉会
- 3 開催場所 旭川市9条通9丁目 旭川市職員会館3階 6号室
- 4 出席委員 19名
1番・北原 浩美 2番・鹿野 直子 3番・柿木 和恵 4番・佐藤 慎二
5番・秦 真一 6番・外川 守 7番・湯浅 光二 8番・高倉 伸淳
9番・松木 一幸 10番・宮嶋 睦子 11番・平 克洋 12番・鷺尾 勲
13番・浅沼 博実 14番・只石 博幸 15番・一宮 敏昭 16番・清水 利秋
17番・石尾 卓也 18番・山田 孝 19番・滝川 岳雪
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 津村事務局長 大谷農地係長 澤口農地係主査
北田農地係主査 長根農地係主任 荒農地係主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 5番・秦 真一 6番・外川 守
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (3) 議案第3号 現地目証明願について
 - (4) 議案第4号 旭川農業振興地域整備計画について
 - (5) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (6) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
 - (7) 報告第3号 あっせん候補者の登録について
 - (8) 報告第4号 農地所有適格法人の報告について

10 議事録本紙

- 議長（山田 孝） ただいまから、令和2年度旭川市農業委員会第7回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員は19名ですので、部会規則第8条の規定に基づき、本会は成立しております。
- 議長（山田 孝） 本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 議席番号5番秦委員、議席番号6番外川委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
- また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
- 事務局から説明願います。
-
- 事務局（澤口 主査） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページおよび2ページでございます。
- 御審議いただく全体の件数は、所有権移転が江神地区で1件、使用貸借権設定が西神楽地区で1件、あわせて2件でございます。
- 番号1番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に贈与する案件です。
- 番号2番につきましては、貸主が所有する農地を借主に無償で貸し付ける案件です。
- いずれも、議案補足資料1ページおよび2ページにあります農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、議案第1号について、審議を願います。
- 御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） 発言がありませんので、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局より説明お願いいたします。

○事務局（北田 主査） 事務局。
日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは3ページから10ページでございます。
御審議いただく全体の件数は、所有権移転が3件、賃貸借権の設定が12件の合計15件となっております。
地区別の内訳でございますが、所有権移転の3件はいずれも西神楽地区でございます。賃貸借権設定の12件につきましては、7件が東鷹栖地区、5件が東旭川地区となっております。
集積面積は所有権移転が14.1ヘクタール、賃貸借権設定が12.0ヘクタール、合計26.1ヘクタールとなっております。
内容についてであります。所有権移転の3件のうち2件は農地保有合理化事業による売買でございます。
番号1番につきましては、第6回定例農地部会で審議いただきました買入協議が譲渡人および譲受人の間で成立したことに伴う新規買入案件であり、番号2番につきましては、賃貸借期間満了に伴う売渡案件であります。
また、番号3番につきましては、農地移動適正化あっせん事業による売買でございます。
賃貸借の内容別内訳につきましては、期間満了による再設定が1件、解約後の再設定が1件、新規設定が10件となっております。
これらの計画につきましては、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、所有権移転番号1番ないし3番、賃貸借権設定番号1番ないし12番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「現地目証明願について」を上程いたします。
事務局から説明願います。

- 事務局（大谷 係長） 事務局。
日程第3議案第3号「現地目証明願について」を御説明いたします。議案の該当ページは11ページおよび12ページでございます。
江神地区で1件、西神楽地区で1件、東旭川地区で2件、合計で4件の願出がありました。
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、全て願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。
なお、番号2番につきましては、隣接する土地1-291と筆界が未定ですが、願出地と1-291一帯が同様に原野であることを確認しております。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、議案第3号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） ありませんということですので、議案第3号について「異議なし」と認め、証明することを決定いたします。
-
- 議長（山田 孝） 続きますので、日程第4議案第4号「旭川農業振興地域整備計画について」を上程いたします。
事務局より説明いたします。
- 事務局（荒 主任） 事務局。
日程第4議案第4号「旭川農業振興地域整備計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは13ページから15ページ、補足資料の該当ページは3ページから22ページでございます。
市町村が行う農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業委員会が市町村整備計画の推進における農地の流動化や農地の利用関係の調整等において重要な役割を担っていることから、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づいて、旭川市長から意見を求められているものです。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議願います。
番号10番につきましては平委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

- 委員（平 克洋） （退席）
- 議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（荒 主任） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。
番号10番につきましては、農家住宅建設のために農用地区域から除外されるものであります。
また、この除外に伴い、番号10番の下にあります「2 旭川農業振興地域整備計画（マスタープラン）」も併せて変更となります。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、番号10番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） はい。ありませんとのことですので、番号10番について「異議なし」と認め、計画の変更案が妥当である旨を旭川市長に回答することに決定をいたします。
- 委員（平 克洋） （着席）
- 議長（山田 孝） 平委員が関係する案件につきまして、決定をいたしました。
他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。
- 事務局（荒 主任） 事務局。
番号1番ないし4番および番号6番につきましては、あっせん事業を受けるため、番号5番につきましては、農業経営基盤強化準備金を利用するために農用地区域に編入されるものであります。
番号7番ないし9番につきましては、それぞれ、酒米精米工場および貯蔵庫を設置するため、寺院参拝客用駐車場を設置するため、自動車販売事業用駐車場を設置するために、農用地区域から除外されるものであります。
なお、番号1番および4番につきまして、現況地目が宅地の筆がありますが、今後、農地としての活用が見込まれていることから、計画変更案に組み込まれております。今後、あっせん申出が提出され次第、現地調査を行った上で、農地台帳に登載すべきかを判断することとなります。
また、番号5番につきましては、農業用施設の建設が予定されていること

から、現況地目が宅地として計画案に組み込まれております。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号1番ないし9番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員（浅沼 博実） はい、13番浅沼です。
番号9番なんですけれども、現況は田で自動車販売事業用駐車場設置のための除外となっております。
これはどういった経過で許可案件となるのでしょうか。
周りが現状、工場敷地内が隣接していて、自動車整備工場で農用地でなくなることの除外案件となるのか教えてください。

○事務局（荒 主任） 事務局。
駐車場に隣接するところに自動車販売業者が既存の敷地で事業をしております、その敷地に隣接する農地に既存施設の2分の1未満の面積で転用することの許可要件に該当するもので、今後転用申請をする予定となっております。
以上でございます。

○委員（浅沼 博実） 現状隣接するところが既存の敷地として使用されている、その許可があれば除外できる、2分の1案件で5条を使って転用するということですか。

○事務局（荒 主任） 事務局。
既存の敷地は事業用地として使用しており、そこに隣接する農地に今後2分の1未満の面積で転用をかける予定となっております。
以上でございます。

○委員（浅沼 博実） わかりました。

○議長（山田 孝） よろしいですね。
他にありませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） 無ければ、番号1番ないし9番について「異議なし」と認め、計画の変更案が妥当である旨を旭川市長に回答することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理したものでありますので報告いたします。
事務局から説明をお願いします。

○事務局（澤口主査） 事務局。
日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは17ページから21ページでございます。
本件につきましては、合計6件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、永山地区で2件、江神地区で1件、東旭川地区で3件となっております。
届出の内訳としましては、全件が相続による所有権の取得でございます。
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） 発言がございませんので、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（北田主査） 事務局。
日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは23ページおよび24ページでございます。
本件については、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が江神地区から1件、東旭川地区から2件の合計3件ございました。
これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） 意見が無いということですので、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に日程第7報告第3号「あっせん候補者の登録について」であります
が、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので御報告
いたします。

説明をお願いいたします。

○事務局（澤口 主査） 事務局。

日程第7報告第3号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたし
ます。議案の25ページを御覧ください。

本件につきましては、東鷹栖地区で2件、永山地区で3件の届出があ
り、令和2年10月12日付けで登録を行いました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づ
き、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませ
んか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に日程第8報告第4号「農地所有適格法人の報告について」でありま
すが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので御報
告いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（長根 主任） 事務局。

日程第8報告第4号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いた
します。議案27ページを御覧ください。

本件について、報告書の提出があった法人は2法人です。

この法人につきまして、議案補足資料23ページおよび24ページの農
地所有適格法人要件確認書のとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、
業務執行役員要件のすべてを満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） 無しということですので、報告第4号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和2年度旭川市農業委員会第7回定例農地部会を閉会いたします。